

ユネスコ無形文化遺産 登録に向けて

(第1回)

無形文化遺産とは

ユネスコの無形文化遺産の候補として、秩父祭を含めた「山・鉾・屋台行事」(国の重要無形民俗文化財33件)が、いよいよ今年の11月末からの政府間委員会において、登録の可否が審議されることとなっています。

そこで、市報の7・9月号を使い、3回に分けてユネスコ無形文化遺産について特集します。

初回の7月号は、無形文化遺産の制度について、解説します。

ユネスコとは

ユネスコは、教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関です。

United Nations Educational,
Scientific and Cultural
Organization

の頭文字(UNESCO)の読みから、ユネスコと略して呼ばれています。日本では「国際連合教育科学文化機関」と訳されています。

本部はフランスのパリに所在します。

平成26年4月現在で、195か国が加盟しています。

無形文化遺産とは

よく混同しがちですが、「世界遺産」は、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」で、遺跡や自然環境等を保護対象としています。ユネスコ無形文化遺産は、「無形文化遺産の保護に関する条約」で、「(a)口承による伝統及び表現(b)芸能(c)社会的習慣、儀式及び祭礼行事(d)自然及び万物に関する知識及び習慣(e)伝統工芸技術」の5分野を保護対象とするとしています。

そして、各締約国がユネスコ事務局へ提案書を提出し、審査・審議により「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」(以下「代表一覧表」と「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」という二つの一覧表のいずれかに記載(登録)するとしています。

日本では、文化財保護法に定められた重要無形文化財・重要無形民俗文化財・選定保存技術の3分野に指定された文化財から、代表一覧に提案しています。

なお、「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の提案については、国内の法律で保護措置が確保されているため、当面行わないとしています。

条約は、平成15年のユネスコ第32回総会において採択され、条約

の発効の要件である30か国が締結して、平成18年4月20日に発効しました。日本は早期の発効を目指し、平成16年6月15日に3番目の締約国となっています。

ちなみに、2013年(平成25年)に登録(代表一覧記載)された「和食・日本人の伝統的な食文化」は、文化財保護法の3分野に指定されているのではなく、例外的なものとなっています。

「代表一覧表」記載(登録)までの流れ

それぞれの無形文化遺産の締約国が、ユネスコ事務局に提案書を提出し、ユネスコ評価機関による審査を経て、政府間委員会の審議で決定することとなっています。

秩父祭を含めた「山・鉾・屋台行事」の登録(代表一覧記載)までの手続きは次のとおりとなっています。

ユネスコへ提案書の提出

平成27年3月末

※平成27年中に審査が行われる予定であったが、ユネスコ事務局の都合で1年先送りとなり再提出となった。

ユネスコ評価機関の審査

平成28年10月ごろ

ユネスコ政府間委員会の審査

平成28年11月28日～12月2日(予定)

開催地はエチオピアの首都アジスアベバ(第11回政府間委員会)

日本の無形文化遺産登録(代表一覧記載)状況

年次	種別	登録名称	登録名称	登録名称
2008年	能楽	人形浄瑠璃文楽	歌舞伎	
2009年	雅楽	小千谷縮・越後上布【新潟】	日立風流物【茨城】	京都祇園祭の山鉾行事【京都】
	甕島のトシドン【鹿児島】	奥能登のあえのこと【石川】	早池峰神楽【岩手】	秋保の田植踊【宮城】
	チャツキラコ【神奈川】	大日堂舞楽【秋田】	題目立【奈良】	アイヌ古式舞踊【北海道】
2010年	組踊	結城紬【茨城・栃木】		
2011年	壬生の花田植【広島】	佐陀神能【島根】(情報照会:本美濃紙・秩父祭の屋台行事と神楽・高山祭の屋台行事・男鹿のナマハゲ)		
2012年	那智の田楽【和歌山】			
2013年	和食:日本人の伝統的な食文化			
2014年	和紙:日本の手漉和紙技術【石州半紙、本美濃紙、細川紙】			
提案中	山・鉾・屋台行事	※京都祇園祭の山鉾行事、日立風流物に国指定重要無形民俗文化財である山・鉾・屋台行事を追加して拡張提案(計33件)		

8月号では、「山・鉾・屋台行事」の提案に至る経過や内容について、詳しく解説します。

文化財保護課 ☎22-2481